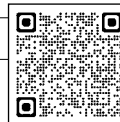


## 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金

支給額  
児童1人当たり  
**5万円**

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対し、給付金を支給します。

	対象者	申請方法等
申請不要	① ひとり親世帯で2022年4月分の児童扶養手当の支給を受けている方	手当で使用している口座に6月24日に振込み
	② ①以外の方で2022年度分の住民税均等割が非課税の方(児童手当または特別児童扶養手当を受けている方)	手当で使用している口座に7月14日に振込み
申請必要	③ ①と②以外の子育て世帯で、次のいずれかに該当する方 【ひとり親世帯】▷公的年金等を受給しており、2022年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方▷22年5月以降児童扶養手当の支給を受けている方▷直近で収入が減少し児童扶養手当の支給を受けている方と同じ水準となっている方 【ひとり親世帯以外】▷2022年度分の住民税均等割が非課税であり、高校生のみを養育している方(児童手当を受けていない方)▷直近で収入が減少し住民税均等割が非課税の方と同じ水準となっている方	▷申請書の入手(市ホームページまたは社会福祉課の窓口)▷申請書に必要事項を記入し、必要書類を用意▷申請書を郵送などで提出▷市の審査▷審査結果の通知後、可能な限り速やかに支給
対象児童	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童(特別児童扶養手当の受給対象となっている児童は20歳未満)	
申請期間	2022年7月11日(月)~23年2月28日(火)	
注意事項	就学援助費受給世帯等特別給付金と重複して受給できません。	
市ホームページ	必要書類等詳細は市ホームページ等でお知らせします。右の二次元コードから給付金のページにアクセスできます。市ホームページ番号1021577	
問合せ	低所得の子育て世帯生活支援特別給付金に関すること：社会福祉課☎21-9038 児童手当に関すること：市民課☎21-9015 特別児童扶養手当に関すること：社会福祉課☎24-7033	



## 就学援助費受給世帯等特別給付金

支給額  
児童1人当たり  
**5万円**

18歳の年度末に達するまでの児童(障害のある児童の場合は20歳未満)を養育する保護者で、次に該当する世帯を対象に、市独自で給付金を支給します。

	対象者	申請方法等
申請不要	①2022年5月分の就学援助費を受給している方 ※豊岡市立小中学校在籍者以外の児童がいる方は申請が必要です。	援助費の支給に使用している口座へ7月14日から順次振込み(対象者には個別に通知)
	②2022年6月から23年2月の間に就学援助の認定を受けた方 ※ただし、就学援助の申請が必要です。	▷就学援助が認定となった方へ、申請書類を送付▷豊岡市立小中学校在籍者分は、援助費の支給に使用している口座に順次振込み▷豊岡市立小中学校在籍者以外に対象児童がいる場合は、別途申請が必要。
申請必要	③2020年中または21年中の所得が就学援助費を受給している方と同じ水準の方(豊岡市立小中学校在籍者のいる世帯を除く)	▷申請書の入手(市ホームページまたはこども教育課、社会福祉課窓口)▷申請書に必要事項を記入し、必要書類を用意▷申請書を郵送などで提出▷市の審査▷審査結果の通知後、可能な限り速やかに支給
	④直近で家計が急変するなど、収入が就学援助費を受給している方と同じ水準となっている方	
対象児童	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童(特別児童扶養手当の受給対象となっている児童は20歳未満)	
申請期間	2022年7月11日(月)~23年2月28日(火)	
注意事項	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金と重複して受給できません。	
市ホームページ	必要書類等詳細は市ホームページ等でお知らせします。右の二次元コードから給付金のページにアクセスできます。市ホームページ番号1021631	
問合せ	こども教育課☎23-1451または社会福祉課☎21-9038	



## 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

支給額  
1世帯当たり

10万円

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、さまざまな困難に直面した方の生活・暮らしを支援するため、新たに2022年度住民税非課税世帯等となった世帯に対して、1世帯あたり10万円を支給します。

## ▶対象者

- ① 基準日(2022年6月1日)において世帯全員の2022年度分の住民税均等割が非課税である世帯
- ② ①のほか、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて2022年1月以降に家計が急変し、①の世帯と同様の事情にあると認められる世帯

※①②いずれの場合も、既に2021年度分の住民税非課税世帯や家計急変世帯として本給付金の支給を受けた世帯は対象外です。また、住民税均等割が課税されている方の扶養親族等のみで構成される世帯も除きます。

▶申請方法 ①に該当する可能性がある方には、7月上旬ごろに確認書を郵送しますので、記載内容を確認し、必要事項を記入の上、返送してください。

②に該当すると思われる方は、申請が必要です。社会福祉課給付金担当窓口まで問い合わせてください。

▶申請期限 9月30日(金)※郵送可

## ▶受取方法

- ①の方は、確認書の内容を確認後、振り込みます。
- ②の方は、申請に基づき、審査の上決定します。決定後1カ月程度で指定口座に振り込みます。
- 《問合せ》社会福祉課☎21-9005(給付金担当窓口)

## わがまちの障害者支援 1

《問合せ》豊岡市障害者基幹  
相談支援センター☎21-9147

障害のある方の相談先を紹介します

### 豊岡市障害者基幹相談支援センター



身体障害者、知的障害者、精神障害者、児童発達などの総合的な相談にのっています。転入の方、他の支援機関からの相談窓口にもなります。

本市では、障害のある方の日常生活での困りごと、障害者就労、障害福祉サービスを利用したいなど、さまざまな相談に応じ生活を支援しています。気軽に相談してください。

### 相談支援事業所

障害のある方の生活全般に関わる相談にのっています。それぞれの事業所の特徴を紹介します。

#### 豊岡市 障害者相談支援事業所

高齢者や経済的な問題など、さまざまな相談に対応しています。

☎26-6060

豊岡市立野町12-12

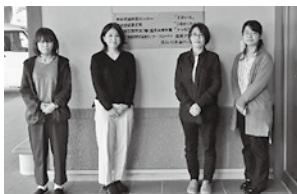


#### 北但広域療育センター 相談支援事業所 ぴあほくたん

児童・その人らしさを大切に、寄り添った支援を目指します。

☎22-8688

豊岡市戸牧1029-11



#### 生活支援センター ほおずき

主に心の病(精神障害)の方の、病気や生活の相談にのります。

☎29-1717

豊岡市戸牧1510-6



#### 相談スペース ポッシュ

「お仕事をしたい」など就労に関する相談はお任せください!

☎37-8458

豊岡市元町12-15



### 指定特定 相談支援事業所

障害福祉サービスの利用計画の作成を通じて、障害のある方が、その人らしい生活を送れるよう支援しています。事業所は12カ所あります。詳しくは市ホームページを確認してください。

